

国立大学法人宇都宮大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

宇都宮大学役員給与規程により、当該役員に支給される期末特別手当において、宇都宮大学点検・評価会議が行う業務の実績評価及び文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の支給割合に合わせるため、期末特別手当について、平成23年6月期は0.05月分引き下げ、12月期は0.05月分割合を引き上げた。
理事	国家公務員の支給割合に合わせるため、期末特別手当について、平成23年6月期は0.05月分引き下げ、12月期は0.05月分割合を引き上げた。
理事(非常勤)	改定なし
監事	国家公務員の支給割合に合わせるため、期末特別手当について、平成23年6月期は0.05月分引き下げ、12月期は0.05月分割合を引き上げた。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,044	千円 11,868	千円 4,440	千円 712 (地域手当) 24 (通勤手当)			※
A理事	千円 14,471	千円 10,056	千円 3,762	千円 603 (地域手当) 49 (通勤手当)			
B理事	千円 14,471	千円 10,056	千円 3,762	千円 603 (地域手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 14,421	千円 10,056	千円 3,762	千円 603 (地域手当)			
D理事	千円 12,864	千円 8,688	千円 3,250	千円 521 (地域手当) 404 (通勤手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 5,890	千円 5,890	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 5,510	千円 5,510	千円	千円 ()			

注1:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当なし	
理事	千円	年	月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

本学の財政基盤の強化に向け、「行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)による総人件費改革の実行計画を踏まえた不断の給与制度の見直しを図るとともに、併せて長期的な視野に立って組織・業務改革等を通じて、人件費の削減を図ることとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

大学運営活動に必要な経費が、その大半について国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び賞与(勤勉手当)の成績率の判定にあたっては、個人の成績及び能力評価等の結果を十分に考慮し、学長が決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:俸給月額 (昇給)	昇給判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえ、国家公務員の例に準じて、昇給号俸が決定される。
給与:俸給月額 (昇格)	勤務評定等の結果が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当成績判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえて決定される成績率に基づき、国家公務員の例に準じて支給される。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の支給割合に合わせるため、平成23年6月期の期末手当、期末特別手当、勤勉手当について、期末手当0.025月分、期末特別手当は0.05月分、勤勉手当は0.025月分支給総額に係る割合を引き下げ、12月期は期末手当0.025月分、期末特別手当は0.05月分、勤勉手当は0.025月分支給総額に係る割合を引き上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 586	歳 46.2	千円 7,395	千円 5,538	千円 122	千円 1,857
事務・技術	人 198	歳 41.1	千円 5,359	千円 4,049	千円 103	千円 1,310
教育職種 (大学教員)	人 313	歳 50.3	千円 8,815	千円 6,565	千円 145	千円 2,250
教育職種 (附属高校教員)	人 23	歳 43.8	千円 7,335	千円 5,562	千円 101	千円 1,773
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 49	歳 41.4	千円 6,697	千円 5,071	千円 63	千円 1,626
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 51.5	千円 5,530	千円 4,145	千円 68	千円 1,385

非常勤職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

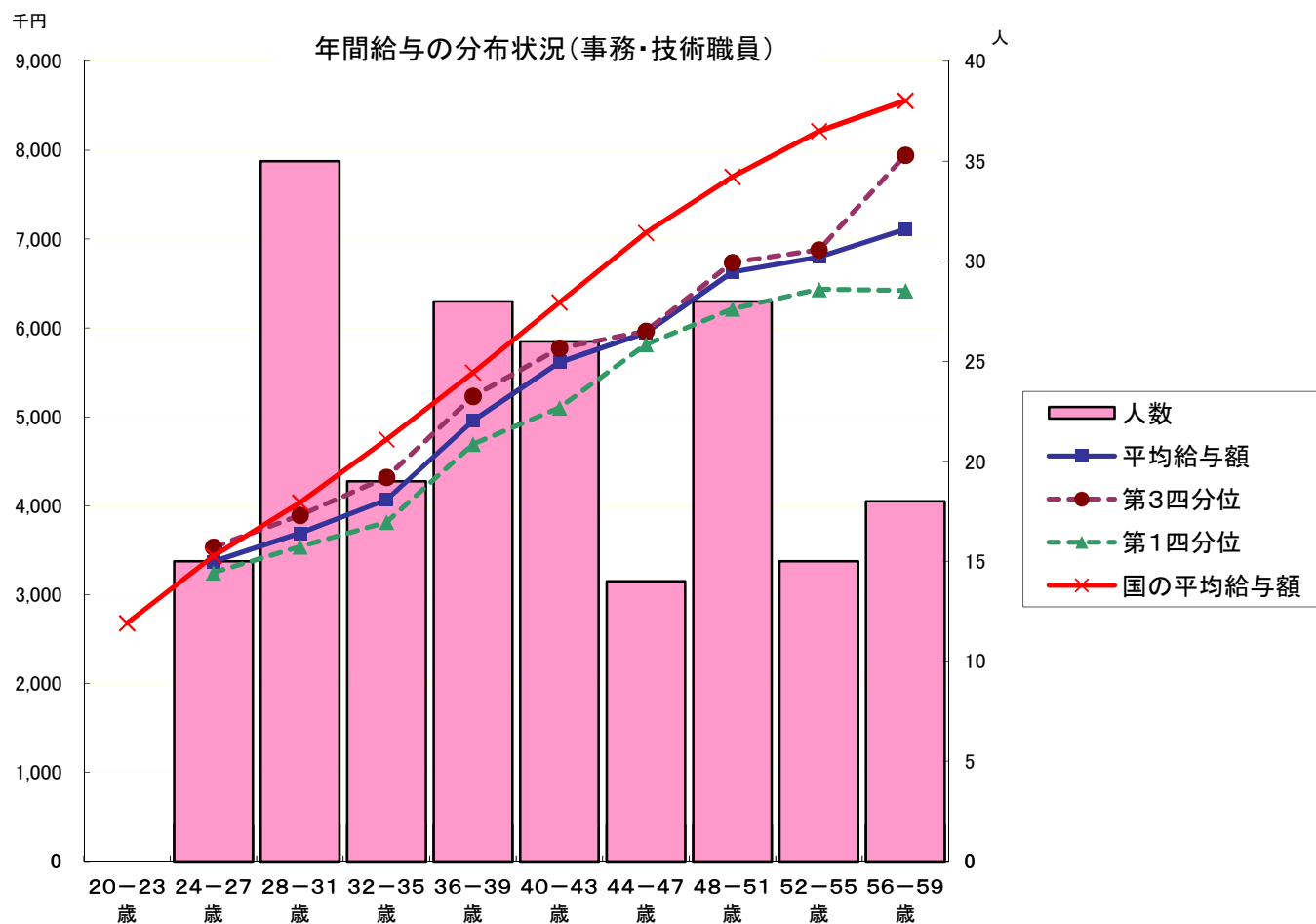
注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4: 在外職員、任期付職員及び再任用職員区分については、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

注5: 非常勤職員区分の職種区分「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」欄は、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

注6: 非常勤職員欄及び「事務・技術職種」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

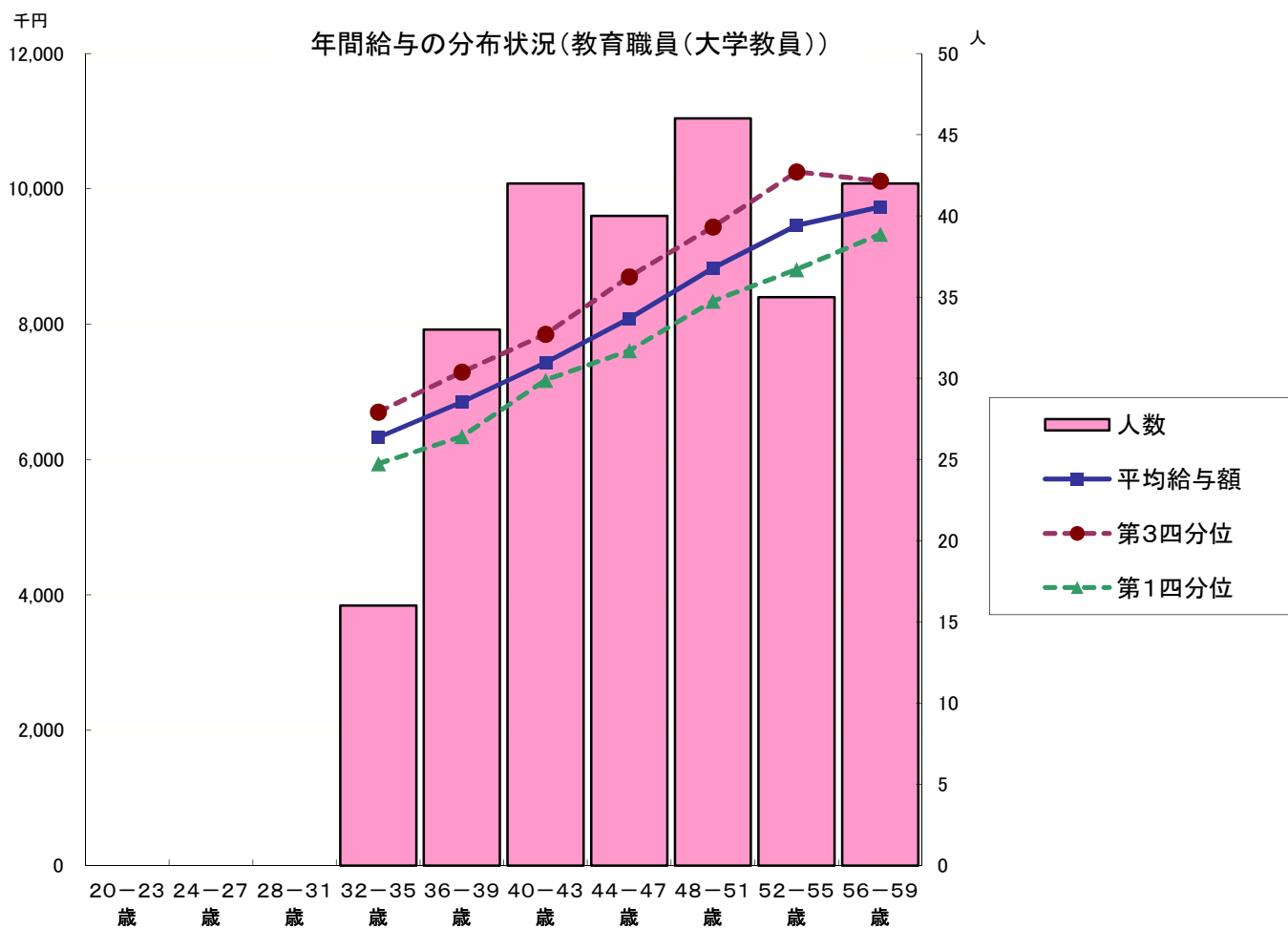


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・課長	10	56.8	7,759	7,974	8,090
・課長補佐	21	52.7	6,624	6,808	6,957
・係長	77	45.8	5,562	5,855	6,215
・係員	80	31.9	3,534	3,900	4,105

注:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「室長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を、「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	156	56.8	9,306	9,867	10,345
・准教授	118	44.8	7,422	7,864	8,252

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長等	事務局長等	部長等	部長等	課長等
人員 (割合)	198人	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	2人 (1.0%)	1人 (0.5%)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
		}	}	}	}	}
所定内給与年額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		}	}	}	}	}
年間給与額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		}	}	}	}	}

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長等 課長補佐等	課長補佐等 係長等	係長等 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	—	人 9 (4.5%)	人 31 (15.7%)	人 69 (34.8%)	人 70 (35.4%)	人 16 (8.1%)
年齢(最高 ～最低)		歳 59 } 42	歳 59 } 48	歳 59 } 37	歳 53 } 27	歳 28 } 24
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 6,829 } 5,634	千円 5,460 } 4,630	千円 5,047 } 3,453	千円 4,130 } 2,482	千円 2,785 } 1,982
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 8,770 } 7,372	千円 7,403 } 6,387	千円 6,709 } 4,621	千円 5,342 } 3,277	千円 3,602 } 2,619

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教 授	准教授	講師等	助教等	教務職員
人員 (割合)	人 313	人 156 (49.8%)	人 118 (37.7%)	人 13 (4.2%)	人 24 (7.7%)	人 2 (0.6%)
年齢(最高 ～最低)		歳 64 } 44	歳 63 } 34	歳 62 } 33	歳 53 } 33	歳 }
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 9,089 } 5,559	千円 6,871 } 4,733	千円 6,178 } 4,285	千円 5,398 } 4,135	千円 }
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 12,470 } 7,624	千円 9,291 } 6,354	千円 8,308 } 5,635	千円 7,108 } 5,493	千円 }

注:「事務・技術職員／7級、6級」「教育職員(大学教員)／1級(教務職員)」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 65.3	% 63.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.4	% 34.7	% 36.5
	最高～最低	% 45.2～33.6	% 41.8～31.1	% 43.4～32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	% 43.0～31.9	% 40.2～28.9	% 41.6～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 64.7	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 35.3	% 36.4
	最高～最低	% 48.3～33.1	% 44.9～31.1	% 46.6～32.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.9	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.1	% 34.4
	最高～最低	% 45.2～32.7	% 40.2～26.7	% 41.6～31.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

87.3
99.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

98.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 87.3		
	参考	地域勘案	92.9
		学歴勘案	87.9
		地域・学歴勘案	92.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 61% (国からの財政支出額 6,053,853,000円、支出予算の総額 9,886,728,000円：平成23年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出の割合は50%以上であるが、累積欠損額もなく、対国家公務員の比較指数は100以下であり、適正であると考え。		
講ずる措置	職員給与決定の基本方針に基づき、引き続き国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講ずる。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.4

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,954,145	千円 5,083,101	千円 (%) △ 128,956 (△2.5%)	千円 (%) △ 128,956 (△2.5%)
退職手当支給額 (B)	千円 587,315	千円 671,913	千円 (%) △ 84,598(△12.6%)	千円 (%) △ 84,598(△12.6%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 647,590	千円 665,291	千円 (%) △ 17,701 (△2.7%)	千円 (%) △ 17,701 (△2.7%)
福利厚生費 (D)	千円 699,018	千円 676,422	千円 (%) 22,596 (3.3%)	千円 (%) 22,596 (3.3%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,888,068	千円 7,096,727	千円 (%) △ 208,659 (△2.9%)	千円 (%) △ 208,659 (△2.9%)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比 2.5%減の主たる要因は、人件費削減計画に基づく人員削減、欠員による支給額の減少が主である。
また、「最広義人件費」の対前年度比 2.9%減の主たる要因は、前述の給与、報酬等支給総額並びに定年退職減による退職手当支給額の減少に伴う分である。
- ② 人件費削減の取り組みの状況については、本学の中期計画において平成 23年度までに概ね6%の人件費削減を掲げ、平成23年度までの人員及び人件費の削減計画を策定した。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,676,384	5,446,095	5,411,168	5,345,900	5,142,128	5,083,101	4,954,145
人件費削減率 (%)		-4.1	-4.7	-5.8	-9.4	-10.5	-12.7
人件費削減率(補正值) (%)		-4.1	-5.4	-6.5	-7.7	-7.3	-9.3

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ 0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

役員

平成24年6月から減額支給を実施。

職員

平成24年6月から減額支給を実施。